

発生リスクを低下させるため、チェックシートを活用して適切に、もれなく作業をしましょう。

サツマイモ基腐病防除マニュアル チェックシート

1. 侵入防止のために

- 発生地域から種イモや苗を持ち込まない
- 発生地域から持ち込まれたコンテナ等は洗浄、消毒してから使用

2. 侵入に備えたほ場の準備

- 排水対策の徹底（明きょ設置や耕盤破砕、枕畦の途中に排水溝を設置）
- 作業後は、他のほ場へ移動する前に農機具や長靴等についた土は良く落とし、洗浄する
- 事前に耕うんを行って十分に残さが分解されてから土壌消毒を実施
- 育苗終了後は、残り苗を抜きとって処分する。施設を閉めきり太陽熱処理を行う

3. 健全苗の確保

- 採苗する際は、地際から5cm以上の位置で切る
- 消毒液は、使用当日に調製する
- 採苗後は速やかに苗消毒を行う
- 苗消毒は、切り口が消毒液に浸るようにして、苗基部を30分間浸漬する
- 採苗時のハサミは、こまめに洗浄、消毒する

4. 早期発見のために

- 万が一の発生に備え、作付ほ場ごとに使用した苗を追跡できるよう、記録をとる
- 定植約2か月後からの月2回程度、地上部に変化が無いか確認
- 収穫前にほ場を観察し、地上部に株元の黒変を伴う葉の変色（黄変、赤変）がないか確認
- 貯蔵いもに腐敗があった場合、なりづる側からの腐敗ではないか確認
- 上記の疑わしい症状があれば至急普及センターへ連絡をする

以下について実施した（実施の確認）

- 育苗終了後は、残り苗を抜きとって処分した。施設を閉めきり太陽熱処理を実施した
【実施後記入】（抜き取り処分 月 日 太陽熱処理 月 日～ 月 日）
- 定植約2か月後からの月2回程度、地上部に変化が無いか確認した
【実施後記入】（実施日 ）
- 収穫前に巡回し、地上部に株元の黒変を伴う葉の変色（黄変、赤変）がないか確認した
【実施後記入】（実施日 ）
- 貯蔵いもに腐敗があった場合、なり首側からの腐敗ではないか確認した
【該当時記入】（実施日 ）



本病は、現在（令和3年6月23日）のところで県内での発生は確認されていませんが、発生すると防除が難しく、被害が拡大するおそれがあるので、侵入防止と早期発見に努めましょう。

国内での発生状況（令和3年6月23日現在）

沖縄、宮崎、鹿児島、福岡、長崎、熊本、高知、静岡、岐阜、群馬の10県で発生が確認されています。

病気の特徴

糸状菌（カビ）により引き起こされ、保菌した苗・イモ・残さ（葉や茎の残がい）等が伝染源となります。ほ場で発病すると、発病株に形成された胞子が風雨やほ場の停滞水等により周辺の株に広がり、感染が拡大していきます。

1 侵入・感染拡大防止のために

- ▶ 発生地域から持ち込まれたコンテナ等は、洗浄、消毒してから使用し、作物の残さや土をほ場に持ち込まないようにしてください。
- ▶ 他のほ場へ移動する前には農機具や長靴についた土は良く落とし、きれいに洗浄しましょう。
- ▶ ほ場に停滞水が生じないよう排水対策を行ってください。

2 早期発見のために

<生育期>

- ▶ 茎葉が繁茂する時期になると初期症状を見つけにくくなるので、生育初期からほ場をよく観察してください。
- ▶ ほ場は定植約2か月後から少なくとも月2回程度、地上部の生育に異常が無いか確認してください。
- ▶ 葉の変色、株元の茎の黒変など疑わしい症状が見られたら、すぐに最寄りの農業改良普及センターまでご連絡ください。

<収穫期>

- ▶ 病徴が進行すると茎の黒変が進み、地上部は枯死します。塊根(イモ)側へも黒変が進み、塊根に到達してなり首側から腐敗します。
- ▶ 収穫したイモに疑わしい症状が見られたら、すぐに最寄りの農業改良普及センターまでご連絡ください。

(参考)他県で発生した発病後期の症状



激発ほ場の状況



黒変がなり蔓から塊根へ到達

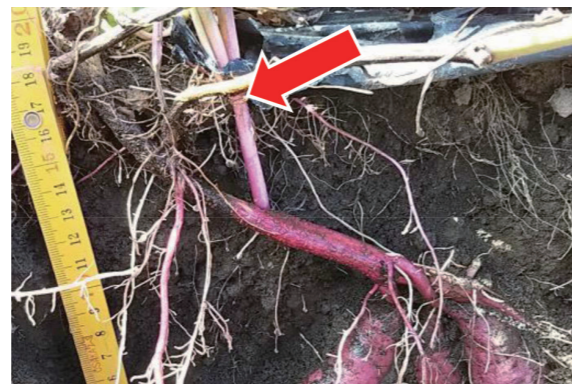
(参考)他県で発生した発病初期の症状



発病初期のほ場



株の基部の変色(暗褐色～黒色)



黒変が茎基部からなり蔓へ



なり首側からの塊根腐敗

発病を確認した場合の対処

- ▶ 発病株を見つけた場合は、早急に抜き取り、その場でビニール袋などに入れてほ場外に持ち出し、適切に処分する。
- ▶ 発病株を除去した後は、周辺株への伝染を予防するため、登録のある薬剤を散布する。散布の際は、株元にしっかりと薬液がかかるように注意する。
- ▶ 令和3年6月現在、アミスター20フロアブル、ジーファイン水和剤とZボルドーが登録されているので、使用基準に従い適切に散布する。

3 侵入に備えた準備

<育苗床の片付けについて>

罹病残さは、次作の伝染源となります。採苗終了後、残さはできるだけ持ち出し、適切に処分するとともに、苗床に残された残さは分解を促して次作に残さないことが重要です。

万が一、本病が持ち込まれていた場合を想定して今から対策を徹底しておきましょう。

- ▶ 採苗終了後は、速やかに苗を処分する。
- ▶ 月に1、2回程度耕うんし、残さの分解を促す。
- ▶ 分解を促したのち、育苗施設を閉めきって、太陽熱土壌消毒を実施する。

●問合せ先

名称	電話番号	管轄地域
農業総合センター病害虫防除部	0299-45-8200	—
県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	日上市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	筑西市、桜川市、下妻市
結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町
農林水産部農業技術課	029-301-3936	—